

広島県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有会社Q	三原市円一町三丁目一〇番地一	ヘルパーステーションQ	三原市円一町三丁目一〇番地一	介護予防訪問介護	平成二五年四月三〇日	
社会福祉法人芸北福祉会	山県郡安芸太田町下筒賀八二一番地	寿光園短期入所生活介護事業所	山県郡安芸太田町下筒賀八二一番地	介護予防短期入所生活介護	平成二五年四月三〇日	